



令和8年度 八代市保育所等の入所案内

八代市役所こども未来課 保育係 TEL:0965-33-8721

Mail:kodomo@city.yatsushiro.lg.jp



八代市ホームページはこちら



目次

1. 保育所とは
2. 保育所等の入所申込ができる方とは
3. 令和8年度 入所申込スケジュール
4. 入所申込から決定までの流れ
5. ならし保育について
6. 入所後の届出について
7. 保育料無償化について



1. 保育所とは

保育所とは、仕事や病気等の事情により、保護者が家庭で児童を保育できない場合に、0～5歳の児童をお預かりして保育を行う施設です。

認可保育所	施設の広さや保育士の数など、一定基準を満たして認可された保育所
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持った施設
地域型保育事業所	0～2歳の子どもを少人数で預かる施設

※ 認可外保育所をご希望の場合は、直接施設へ申し込んでください。

2. 保育所等の入所申込ができる方とは

八代市内に住所がある方で、保護者のいずれもが家庭で児童を保育することができない場合に、保育所の入所申込ができます。

具体的には以下の保育の必要性事由にあてはまる必要があります。

保育の必要性事由（保護者の状態）		保育所等を利用できる期間
① 就労	労働することを常態としている （月48時間以上）	就労を継続している期間
② 妊娠・出産	妊娠中や産後	出産予定月をはさんで、 産前産後2か月、計5か月 ※多胎妊娠の場合は、 産前4か月、産後2か月
③ 育児	入所児童以外の1歳未満の児童を育児中である	生後1年間
④ 育児休業	入所児童以外の児童の育児休業期間である	育児休業取得期間
⑤ 就学	学校または職業訓練学校に在学中 （月48時間以上）	就学期間
⑥ 障がい・疾病	心身に障がいがある、または疾病、負傷している	診断書等の内容による
⑦ 介護・看護	同居家族を常時介護、または看護している	診断書等の内容による
⑧ 求職活動	求職活動を継続的に行っている	3か月間（※1）
⑨ その他	①～⑧に類する状況で家庭で児童を保育することができない場合	

（※1）「求職活動」の場合は、入所後3か月以内に「求職活動」以外への保育の事由の変更がなければ、退所となります。その後も入所を希望する場合は、再度、入所申込が必要です。



3. 令和8年度 入所申込スケジュール

(1) 令和8年度 4月入所 1次選考受付

1次選考受付期間	令和7年11月 4日(火)～11月28日(金)
マイナポータルによる申込の場合	令和7年11月 4日(火)～11月21日(金)までに入力を完了してください。24時間、土日祝日も申込可能です。
窓口申込の場合	令和7年11月28日(金) 17時15分までに提出 ※郵送の場合は、八代市役所こども未来課へ11月28日(金) 必着 受付時間 平日のみ 8:30～17:15(木曜19:00) 受付場所 こども未来課(八代市役所2階)、各支所、各保育所

※八代市外の保育所等を希望する場合は、電子申込ではなくこども未来課窓口にて申込手続きをしてください。

・広域入所について

	受付窓口
八代市外の保育所等に申込をする場合	八代市 こども未来課
八代市外にお住まいの方で八代市内の保育所等に申込をする場合	現在お住まいの自治体窓口

(2) 令和8年度 4月入所 2次選考受付

2次選考受付期間	令和7年12月 1日(月)～令和8年1月23日(金)
----------	----------------------------

※2次申込みは、窓口申込のみになります。

転入や入院等のやむを得ない理由で期間内に申込ができない方は、上記期限後も随時申込を受け付けます。

(3) 令和8年度 5月入所以降の申込受付期間(土日祝日、年末年始は除く)

※入所希望月の2か月前から申込できます。

締め切りは、前月の15日まで(15日が、土日祝日の場合は、翌開庁日)

入所月	受付開始	最終締切日	入所月	受付開始	最終締切日
5月	R8.4.1	R8.4.15	10月	R8. 8.3	R8. 9.15
6月	R8.4.1	R8.5.15	11月	R8. 9.1	R8.10.15
7月	R8.5.1	R8.6.15	12月	R8.10.1	R8.11.16
8月	R8.6.1	R8.7.15	1月	R8.11.2	R8.12.15
9月	R8.7.1	R8.8.17	2・3月	R8.11.2	<u>R9. 1.15</u>



※締切日以降は受付ができませんので、ご注意ください。



(4) 結果のお知らせ

・結果のお知らせ時期の目安

入所希望月	申込時期	結果通知の送付
令和8年4月入所	令和7年11月4日～令和7年11月28日 (1次選考)	令和8年2月下旬
	令和7年12月1日～令和8年1月23日 (2次選考)	令和8年3月上旬
令和8年5月以降入所	令和8年4月以降	入所希望月の前月の下旬

4. 入所申込から決定までの流れ

① 入所申込

☆マイナポータルによる電子申込



- (1) 必要な情報を画面に入力(入所申込み児童1人ずつ)
※(2)～(5)の添付書類はファイルにて添付、又は郵送
- (2) 保育の必要性の事由を証明する書類(就労証明書等)
- (3) 保護者全員のマイナンバー確認書類(マイナンバーカード、通知カード等)
- (4) 申込保護者の本人確認書類(運転免許証等)の顔写真付きの場合は、1点で可
その他(保険証等)の場合は、2点必要
- (5) その他の必要書類(転入前の申込みの場合は、転入確約書などが必要です。)



電子申込(マイナポータル)は
こちらから



☆窓口申込

- (1) 新規で入所する場合：保育所等入所申請書 兼 特定教育・保育給付認定申請書
(入所申込児童1人につき1枚)
継続して入所する場合：令和8年度 保育所等 入所継続 兼 現況届
(継続入所児童1人につき1枚)
- (2) 保育の必要性の事由を証明する書類(保護者の人数分)
- (3) 保護者全員のマイナンバー確認書類(令和7年1月1日以降転入の方のみ)
- (4) 申込保護者の本人確認書類(運転免許証等)の顔写真付きの場合は、1点で可
その他(保険証等)の場合は、2点必要
- (5) その他の必要書類(転入前の申込の場合は、転入確約書を添付)

保育を必要とする理由	提出書類 1	提出書類 2
就労	●「就労証明書」	保護者が自営業の場合 ●確定申告書、開業届、事業開始届のいずれか 1 つの写し
妊娠出産	●「母子手帳の写し」 ※表紙（母の氏名記入有）と出産予定日が記入してあるページをコピーしてください。	
育児・育児休業	●「就労証明書（育児休業取得の場合）」 育児休業期間が記載されたもの	
就学	●「在学証明書」や「学生証の写し」 ※就学期間がわかる書類	●時間割やスケジュール
障がい・疾病	●「診断書」または「障害者手帳などの写し」 ※保育ができない理由や必要な療育期間を記入してもらってください。 ※身体障害者手帳の場合は、4 級以上等、障がいの程度によって認定します。	●保育所等の入所に関する申告書
介護・看護	●「介護保険被保険者証の写し」又は「介護・看護が必要とわかる医師の診断書」 ※同居の親族に常時介護が必要で、介護等に要する時間がわかるものを提出してください。	
求職活動	●特になし ※入所 3 か月後以内に「求職活動」以外への保育の事由の変更がなければ退所となります。	
その他	災害や虐待等、状況に合わせた書類の提出が必要となります。	

○認定区分について

保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園（新制度移行園に限る）を利用される方は、申込にあわせて「利用のための認定」を受ける必要があります。申込の内容に応じて次のいずれかを認定します。

◆1号認定（教育認定）

満3歳以上で、幼稚園等の教育施設の利用を希望される場合

利用可能施設：幼稚園（新制度移行園）・認定こども園（教育部門）

◆2号認定（保育認定）

満3歳以上で「保育の必要性」があり、保育施設の利用を希望される場合

利用可能施設：保育所・認定こども園（保育部門）

◆3号認定（保育認定）

満3歳未満で、「保育の必要性」があり、保育施設の利用を希望される場合

利用可能施設：保育所・認定こども園（保育部門）・地域型保育事業所

② 入所決定

- ・教育・保育給付認定や入所申込みの内容をもとに、市が保育の必要性等を判断し入所を決定します。

☆結果のお知らせ（1次選考の場合）

入所決定の場合	令和8年2月下旬に入所決定通知書を送付
入所できない場合	① 希望の保育所等に入所できない場合、令和8年1月中に保護者に電話連絡し、他の空きがある保育所等をお伝えし、協議します。 ② そのまま空き待ちを希望される場合は、「入所保留通知書」を送付します。

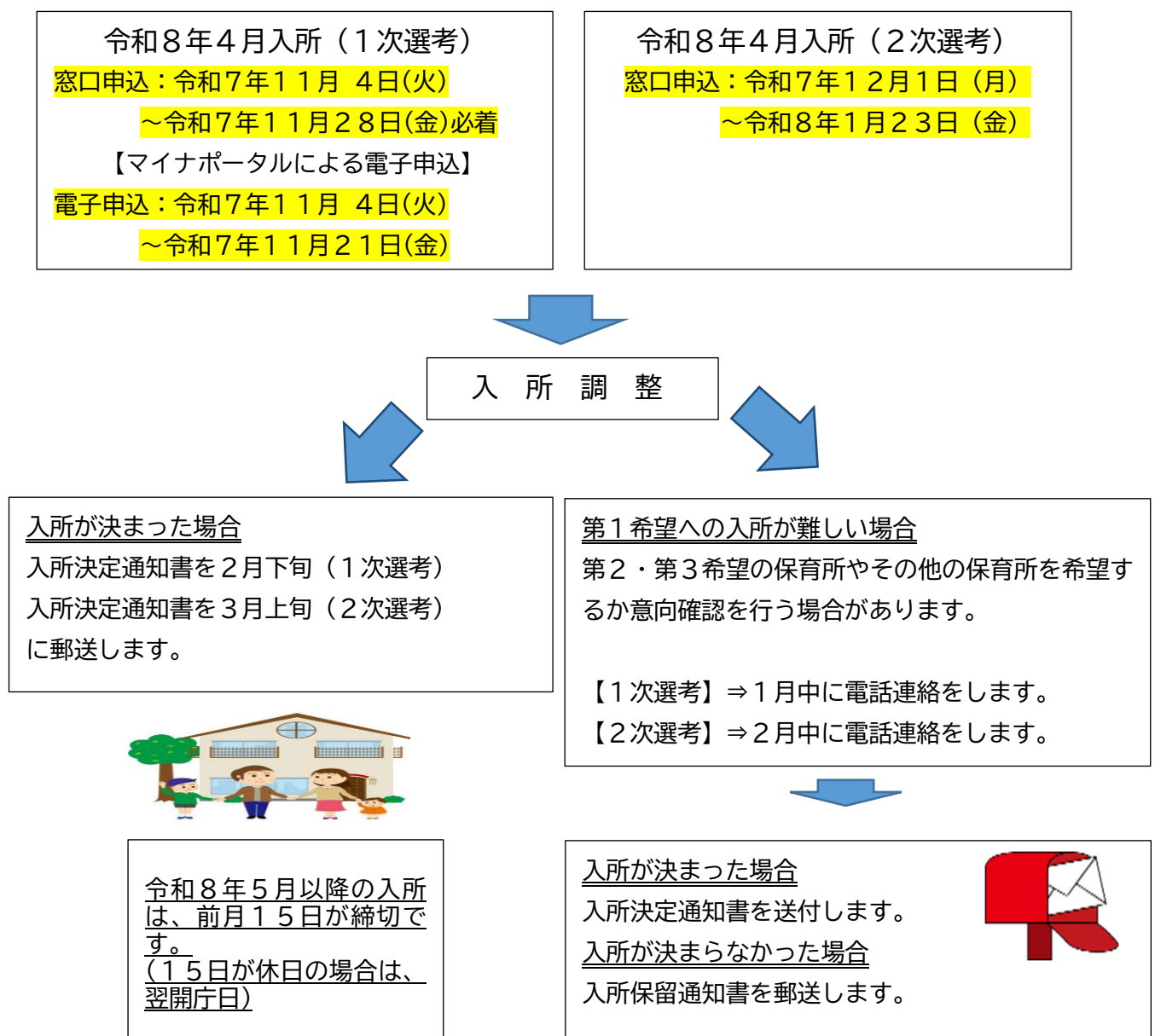
☆結果のお知らせ（2次選考の場合）

入所決定の場合	令和8年3月上旬に入所決定通知書を送付
入所できない場合	(ア)希望の保育所等に入所できない場合、令和8年2月中に保護者に電話連絡し、他の空きがある保育所等をお伝えし、協議します。 (イ)そのまま空き待ちを希望される場合は、「入所保留通知書」を送付します。

入所申込から決定までの流れ

申込前に第一希望の保育所等の見学をしていただきますようお願いいたします。希望の施設が決まったら、入所申込書・就労証明書等を提出します。提出先は、市役所こども未来課、各支所または第一希望の保育園です。

※1次選考については電子申込も可能です。



【保育必要量について】（保育所等の基本利用時間）

教育・保育給付認定では、保護者の就労時間や「保育の必要性事由」により、保育所等の基本利用時間となる「保育必要量」を決定し、お知らせします。保育必要量には2つの区分があります。

保育標準時間	保育所等が設定する1日の利用時間帯の中で最大11時間の利用が可能	月の就労時間が120時間以上の方、「妊娠・出産」が事由の方など
保育短時間	保育所等が設定する1日の利用時間帯の中で最大8時間の利用が可能	月の就労時間が120時間未満の方、「求職活動」「育児休業」が事由の方など

※利用時間帯は、施設により異なります。一覧表「保育可能時間」参照

5. ならし保育について

初めて保育所等に入所する児童については、保育所等に無理になじめるように、短い保育時間から徐々に通常の保育時間にしていく「ならし保育」が行われます。

ならし保育は、個人差はありますが、入所決定後の利用開始月から概ね2週間程度です。この期間中は、早めのお迎えが必要となりますのでご注意ください。

八代市では、職場復帰前にならし保育期間が終わるよう入所希望月を設定しています。

育休復帰日が、1日～15日の場合	入所希望日を、育休終了月の前月1日からできます。
育休復帰日が、16日～末日の場合	入所希望日を、育休終了月の1日からできます。

6. 入所後の届出について

保育所等に入所後に保育が必要な事由、勤務先・勤務時間等の変更がある場合は、改めて就労証明書などの書類の提出が必要です。必ず保育所等又はこども未来課に申し出てください。

7. 保育料無償化について

八代市では令和5年9月から「子育て世代に選ばれるまち やつしろ」を目指す取り組みとして、すべての子どもの保育料を無償としています。

※一部の世帯では、3歳以上児の副食費（おかず代）の負担があります。

※後援会費や保育所等で使用する教材費などについては、実費負担となります。